

**県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園  
感染症対策トイレ設備改修業務仕様書**

**1 業務の目的**

本事業は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症予防対策として、県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園の和式トイレを洋式トイレに改修し、衛生環境の改善を図ることを目的とする。

本業務の実施に当たっては、民間事業者が持つ高度な技術力等を活用することにより工期の短縮及びトータルコストの縮減等を図るため、設計・施工を一括して発注するものとする。

このため、受注業者の選定に当たっては、提案内容や提案価格等により総合的に審査・評価し、契約候補者を選定するプロポーザル方式で実施する。

**2 業務の名称**

県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園感染症対策トイレ設備改修業務という。

**3 契約期間**

契約締結の日から令和5年2月28日(火)まで

**4 業務の内容**

(1) 所在地

〒884-0005 宮崎県児湯郡高鍋町大字持田5732及び5733  
県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園

(2) 整備対象施設の概要

- ① 県立農業大学校農業総合研修センター
  - ア 研修棟  
建設年度：平成6年度、構造：RC造
  - イ 宿泊棟  
建設年度：平成6年度、構造：RC造
- ② 宮崎県農業科学公園
  - ア 農業科学館  
建設年度：平成8年度、構造：RC造
  - イ 物産館（うまい館）  
建設年度：平成8年度、構造：RC造
  - ウ フラワーハウス  
建設年度：平成8年度、構造：RC造
  - エ ふれあい体験館

- 建設年度：平成8年度、構造：S造
- オ 公園トイレ  
建設年度：平成7年度、構造：RC造
- カ 公園管理事務所  
建設年度：平成7年度、構造：RC造

## 5 関係法令・適用基準等

本業務を実施するに当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建設業法（昭和24年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、関係する法令・条例等を遵守すること。

また、適用基準として以下を参照すること。

なお、その他、定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。ただし、(13)については、宮崎県県土整備部が定める各仕様書を農政水産部においても準用する。

- (1) 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）（平成31年版）
- (2) 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（平成31年版）
- (3) 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）（平成31年版）
- (4) 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）（平成31年版）
- (5) 公共建築設備工事標準図（統一基準）（電気設備工事編）（平成31年版）
- (6) 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）（平成31年版）
- (7) 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）（平成31年版）
- (8) 公共建築設備工事標準図（統一基準）（機械設備工事編）（平成31年版）
- (9) 建築設備設計基準（平成30年度版）
- (10) 建築工事監理指針（令和元年度版）
- (11) 電気設備工事監理指針（令和元年度版）
- (12) 機械設備工事監理指針（令和元年度版）
- (13) 建築設計業務委託共通仕様書（令和2年4月宮崎県県土整備部営繕課）
- (14) その他関係適用基準等

## 6 施設整備の基本方針

県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園のトイレにおいて次の(1)の整備を行う。なお、整備にあたっては(2)に留意し施工すること。

### (1) 洋式大便器への更新

既存の和式大便器を全て撤去し、洋式大便器を設置する。

#### ① 対象数

別表のとおり

#### ② 施工時の条件

ア 設置する洋式大便器は、暖房・温水洗浄便座なしの洋式便器とする。

イ 洋式大便器の設置に伴い、トイレブースの壁、床等を改修する必要がある

場合は、あわせて実施する。その際、トイレ使用者が支障なく使用できる広さを確保するものとし、漏水等が発生しないよう床の補修等を行う。

ウ 農業科学公園屋外トイレのうち1カ所については、洋式大便器を設置するために、埋設井水管バルブの交換を行う。

## (2) 施工時の留意点

- ① 施工に必要な事務所、休憩所、便所等は、受託者が準備すること。
- ② 施工時、県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園の利用者にトイレの利用制限などの影響が及ぶ場合は、仮設トイレの設置を含めた対策について、県及び学校法人宮崎総合学院（県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園指定管理者）と協議を行うこと。
- ③ 製品の搬入、取付、調整については、県と協議の上、その指示に従うこと。
- ④ 騒音、振動、粉塵、臭気等の対策を講じること。
- ⑤ 騒音の大きい工事については、予め県及び学校法人宮崎総合学院と協議を行い、県立農業大学校農業総合研修センターの研修、宮崎県農業科学公園のイベント等にできる限り支障がないよう配慮すること。
- ⑥ 施工により発生する一般廃棄物や産業廃棄物、使わなくなった和式大便器等は、受託者が適正に処分すること。
- ⑦ 各関係機関と十分に事前協議の上、実施するとともに、必要な申請、届出等を遅滞なく行うこと。
- ⑧ 上記①～⑦に係る費用は全て受託者が負担すること。

## (3) その他

工事にかかる電気、水道料等の光熱費代は全て受託者が負担すること。

## 7 配置技術者等

### (1) 設計

- ① 参加表明書の提出日の前日において、所属する施工業者又は建築士事務所と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を管理技術者として1人配置すること。
- ② 管理技術者は、以下に掲げる要件のどれかを満たす者とする。こと。
  - ア 一級建築士、二級建築士又は建築設備士（建築士法第2条第5項に定める資格を有する者）
  - イ 一級管工事施工管理技士又は二級管工事施工管理技士

### (2) 工事

建設業法に定める技術者で本工事に精通した者を配備する等、確実に施工できる体制をとるとともに、速やかにコリンズ登録を行うこと。参加表明書の提出日の前日において、3か月以上の直接的な雇用関係を有している次の現場代理人及び主任技術者を配置すること。

① 現場代理人

工事現場稼働中において、現場に常駐し、監督員と連絡がとれる者を配置すること。

② 主任技術者

主任技術者は、二級管工事施工管理技士又は同等以上の資格を有すること。

なお、「同等以上の資格を有する者」とは、公共3部にて定める入札公告標準例（管工事A級）の配置技術者に関する事項による「同等以上の資格を有する者」を準用する。

## 8 トイレ設備改修配置図

別紙のとおり